平成２２年（フ）第５７０号
新潟市東区東中島１丁目２番１―123号
破産者　渡部江利子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９３号
新潟県柏崎市米山台４丁目６番19号
破産者　松井　繁春
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
長野市大字西尾張部304番地１
破産者　岡村　憲男
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２１号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地29―702
破産者　土肥　一夫
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４７号
京都市伏見区東菱屋町420―14　亀谷進一方、住民票上の住所京都市伏見区桝形町453番地ジョイフル丹波橋106号、申立時の住所京都市伏見区桃山町丹後８―４　アーバンヒル桃山３Ａ　澤近麻耶方
破産者　亀谷　辰生
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１３号
熊本市上代１丁目17番95号
破産者　江中　竹彦
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０７号
熊本県荒尾市東屋形１丁目17番地３　ユニキューブ東屋形Ｂ号室
破産者　横田郁之輔
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３０８号
熊本県荒尾市東屋形１丁目17番地３　ユニキューブ東屋形Ｂ号室
破産者　横田　容子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１８号
熊本市八反田２丁目15番30号
破産者　宮嶋　正宣
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２２号
大分市長浜町３丁目１番４号
破産者　上野　雄司
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６０号
宮崎市大工３丁目313番地２、開始決定時の住所宮崎市神宮西１丁目59番地３　サーパス神宮弐番館224号
破産者　中村　政昭
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４０１号
福岡市東区和白丘１丁目５番20―406号
破産者　湯池　　悟
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬853番地25
破産者　中村　清実
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７８号
福岡県飯塚市大日寺512番地329、住民票上の住所福岡県筑紫野市岡田１丁目25番地23
破産者　許斐　英雄
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７９号
福岡県飯塚市大日寺512番地329、住民票上の住所福岡県筑紫野市岡田１丁目25番地23
破産者　許斐　礼子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２２号
福岡市博多区比恵町13番５―1007号、旧住所福岡市博多区博多駅南２丁目11番23―1503号
破産者　南雲　英夫
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７８号
福岡県宮若市福丸64番地１、開始決定時の住所福岡県宗像市王丸371番地１有明産業内
破産者　濱平　義弘
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2335番地４
破産者　小芦　重昭
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９０号
佐賀県鹿島市大字高津原1705番地
破産者　瀧本　裕子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部